

農地にかかる規制改革要望

令和 2 年 12 月 25 日

「故郷創生会」

代表 郷田利彦

1. ソーラーシェアリングを始めた動機

- (1) 私は 8 年前、サラリーマン、そして会社経営をしていた大阪の地から、65 歳の時に、故郷である徳島県三好市に戻ってまいりました。
- (2) 故郷三好市で私が目にしたのは、過疎化とともにどんどん荒廃化する農地の姿でした。子どもたちは都会に出て農業の担い手は減少と共に高齢化しています。
- (3) 高齢で後継者もない農家の方にとっては、農地を所有しているだけで 1 反 (1000 m²) 当たり固定資産税、水利費、除草費用等で年間約 4～6 万円が必要となります。耕作しても非効率で不採算。かといって耕作を放棄すれば、農地は荒廃化し、近隣へ迷惑がかかりますし、年金生活者には維持費負担が重荷となります。
- (4) それでは、どうするか？ 何とか管理に困る農家の人を救いたい。田舎にとって農地は都会にない財産です。農地を利用してなんとか収益を上げ、食料安全保障上、農地の保全と維持管理する方法はないだろうかと色々考えました。
- (5) 得た答えは、都会のビルの中でも野菜の栽培ができる時代。農地をいつでも耕作できる状態で維持しながら電気を作ろうと思いました。私は農地を潰せとは一言も言っていません。既に荒廃化した農地や、後継者がおらず耕作放棄する決意をした農地において、数日間で構造物を撤去し、農地に戻せる工法で「自然エネルギーの太陽光発電設備」を設置することは温暖化防止の一翼を担い、農地の有効利用と経済効果、税収増の一石二鳥にも三鳥にもなる施策だと考えています。
- (6) 放棄農地を太陽光発電用地として活用すれば、農家の所得向上と負担が軽減され、笑顔になる。そういう思いで、農家の方から、農地を借りたり、譲り受けたりして、営農型の太陽光発電を推進してまいりました。

2. 私が直面する困難

- (1) 私の行ってきた営農型太陽光発電は、近隣農地や住民にも迷惑をかけていません。農家の所得向上になり、税収も増え、再生可能エネルギーも普及します。まさに三方よし、であると自負しています。
- (2) 普通に農業をしている人には収穫量規制がなく太陽光パネル下部ではなぜ 8 割なのか。理不尽な規制は法の下の平等にも反します。
- (3) にもかかわらず、市町村の農業委員会や徳島県からは、収穫高が一方向的に 8 割に達してない、とあって、新規申請や一時転用の更新を不許可にすると私に通知してき

ます。

- (4) もともと荒廃化し生産されていない農地や、耕作放棄を決意した農地を利用し、営農型太陽光設備を設置した農地について、一律に8割の収穫高を要求することはナンセンスだと思えます。
- (5) しかも unnecessary な添付書類や8割の収穫高の根拠は、法律でも、政令でも、省令でもありません。ただの一片の営農型太陽光発電に関する事務要領規定の局長通達です。一片の通達で憲法29条の財産権や私権を侵害し、対案（より地権者や地域のためになる方策）を示すことなく、一方的通知文で一時転用の新規申請や更新を不許可とする。財産権、私権を侵害された地権者や設置者の笑顔が消える。行政の決めた規則は全て正しいと言った**正に専横・全体主義的行政による暴挙**です。説明責任を求めても「農地法や事務要領の規定です。心ない役所言葉の羅列。」このような現状で日本は主権在民、法治国家と言えるのでしょうか。

3. 私の提案

- (1) 是非お願いがあります。「既に荒廃している農地」や「地権者が耕作放棄を決意した農地」については、8割の収穫要件を撤廃してください。
- (2) また、今まで農作物を生産していた農地を営農型にする場合であっても、地権者の意見や希望を確認し、8割規定や作付け農作物の縛りをなくしてください。機動的な農地活用の足かせとなります。8割要件については、もし達成できなかつたら、もし、体調を崩して耕作できなかつたら、と言って二の足を踏む農家の方や設置者が多いのです。このような状態では放棄地の有効活用と自然エネルギー普及への投資ができません。
- (3) 一時転用の期間も、3年（長くて10年）では短すぎます。FITが20年なのだから、20年にしてください。3年後に、一時転用が不許可になるようでは、安心して、投資ができません。
- (4) 農用地区の農振地区除外申請も1年近く要します。事前相談や事前協議などに unnecessary な時間をかけず迅速に行ってください。
- (5) また、農振地区は優良農地という建前ですが、現実には荒廃化している農地がたくさんあります。そんな農地にもビデオでお示したように、パイプライン（配水桝）が新設されました。荒廃化している農地に使うはずのない無駄な投資が平然とおこなわれています。私は、無駄になるからやめろと口を酸っぱくして県や市に言いましたが、止まりませんでした。一度決めたら止まらない公共事業の典型です。
- (6) 国家の借金が1000兆円を超える時代です。どうか農林水産省の方々は、農地と農家の現状を直視し、費用対効果を考慮して「**地域に合った適材適所の農政**」を、お願い致します。私のところには、次々と周りの農家の方から、農地の買い取り、賃貸希望者がきます。しかし新規転用許可を申請しても拒否され故郷再生事業を進めることがで

きません。是非事業をお認め頂き、放置される農地をできるだけ有効活用して地方経済を活性化し、納税等を通じて国家に貢献したいと願っています。

4. 最後に

第 35 代アメリカ大統領ジョン・F・ケネディの名言集の中に
国があなたに何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国に何を成すべきか問うて欲しい

私はこの言葉と共に一切の補助金も受けることなく自助、共助を今まで実践してまいりましたが目の前の理不尽な規制に直面し、困惑しております。

私は公助とはコストを掛けることではなく不必要な規制の撤廃もその一つだと考えています。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日、菅総理は「所信表明演説」において**2 0 5 0 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す**と宣言されました。実現には再生エネルギーの普及が必須条件です。目指すは環境大国、自助、共助が機能し、敗戦した人々が再び敗者復活戦に挑戦できる共助大国日本ではないでしょうか。

最後に国民が安心できるセーフティーネット（公助）の存在です。

令和 2 年 12 月 15 日、河野大臣は記者会見で「**徳島への消費者庁の移転は平成の出来事であり令和の時代はもっと多様性に富んでいい。様々な場所でテレワーク出来るようにしたい**」と表明されました。時代の流れを掴んだ的確な会見だと思います。

農地も令和の時代に合わせ古い前例踏襲主義から脱皮し、地方の経営資源を有効活用しなければ地方創生も絵に描いた餅になります。

再び日本が輝きを取り戻すために縦割りの垣根を超えて河野大臣の前回会議冒頭でのご発言「**オールジャパン**」を実践しようではありませんか。

よろしく願い申し上げます。

以 上